

# ある裁判所調査官の雑感 — 充足論を中心に —

大阪地方裁判所 裁判所調査官 後藤 亮治

## 抄録

大阪地方裁判所における裁判所調査官の業務内容を、地裁と知財高裁の違い、特許権侵害訴訟の審理手法を踏まえて、紹介する。特許権侵害訴訟については、充足論について重点的に説明し、実例を踏まえて、その判断手法を紹介する。

## 1. はじめに

早いもので、昨年10月に、大阪地裁の裁判所調査官に着任してから、1年以上の月日が、経過いたしました。この度、裁判所調査官の業務内容について寄稿してほしいとの依頼を受けました。裁判所調査官の業務内容については、これまでも、様々な視点で、調査官経験者、裁判官などから多くが紹介されており<sup>1)</sup>、新たに加えることがあるだろうかとも思いましたが、重複を恐れずに、現役の裁判所調査官としての経験、感想をご紹介したいと思います。また、私が赴任前に、自分に務まるかと不安に感じていたものは、充足論でしたので、調査官の目から見た充足論の審理手法を中心に述べさせていただきます。

なお、紹介する内容については、筆者の個人的な経験、感想に基づくものであり、特許庁及び大阪地方裁判所をはじめとした裁判所（最高裁判所）の見解ではないことを予めご了承ください。

## 2. 裁判所調査官の役割を一言で表現するとしたら？

裁判官の第3の目、特に、技術的な目となることです。

裁判官の方々は、みなさん、書証に書かれてある

ことの理解力、本質を掴む力、論点の整理能力が非常に強く、また、頭の回転も速いです。しかしながら、書証に現れてこない技術常識は、当然のことながら把握されていないので、そのような観点から、当事者の主張は、こういう意味ですと補足したり、裁判官の総合的判断に対して、技術的な裏付けを与えたり、技術的に整合性の取れた論理を構築することを補助したり、といった仕事を行います。

## 3. 地裁と知財高裁の違いは？

令和元年の実績で、知財高裁は、特許権に関する審決取消訴訟の新受件数は120件、地裁からの特許権に関する控訴審の新受件数は46件と、扱う事件の8割弱を審決取消訴訟が占めています<sup>2)</sup>。一方、大阪地裁では、調査官の関与する事件は、特許権に関する新受件数は24件ありましたが、体感で、9割弱が、特許権侵害訴訟であり、その残りが、職務発明対価請求訴訟等となっており、そのほとんどは、特許権侵害訴訟となっています。

また、同じ特許権侵害訴訟でも、控訴審では、すでに、地裁における当事者の主張、論点整理が行われた上に、さらなる主張の追加が行われる関係上、準備手続が行われる回数<sup>3)</sup>が、比較的小さなものと成

1) 特許懇に限ってみても、以下のものがありますので、ご興味のある方は併せてお読みください。

立澤正樹「大阪地裁における調査官の業務について」特許懇no.284,55-61頁

深沢正志「訴訟手続と審査・審判手続とを比較して」特許懇no.259,91-96頁

阿部寛「東京地裁知財部調査官の業務内容」特許懇no.253,116-119頁

梅田幸秀「『知財高裁調査官』の『調査報告書』」特許懇no.244,127-135頁

2) 知的財産高等裁判所、東京地方裁判所・大阪地方裁判所知財産権部各部の事件概況（令和元年度）、法曹時報第72巻第11号抜刷

り、判決に至るまでの期間が長くないものとなっています。(平均審理期間; 審決取消訴訟9.3月, 控訴審7.7月) 一方, 地裁では, お互いの主張が出尽くしたと思うまで, 主張を出させることを, その基本としていること, また, 損害論の審理もあるため, 和解や, 判決に至る期間が長期化する傾向があります。(全国地裁平均審理期間: 14.9月, 大阪地裁平均審理期間: 約18月)

仕事以外の面でいえば, 大阪地裁の知財部は, 小規模で家庭的な雰囲気があり, 和気藹々としておられると思います。裁判官5名, 書記官6名, 調査官3名が, 隣り合った部屋で執務しており, 21民事部と26民事部の両部長(部総括判事)のお人柄のおかげもあり, 非常にフレンドリーな雰囲気の仕事させて頂いております。コロナ前ではありますが, 裁判官の方と, 夕方や休日に, 呑みに行ったり, 文楽鑑賞に行ったりしたこともあります。

#### 4. 特許権侵害訴訟の特徴は?

大阪地裁の知財部では, 侵害論の審理を先行して行い, 侵害論において, 被告製品が原告特許権を侵害しており, 原告特許権が無効ではないと認められた場合に, 損害論に移行するという2段階審理を採用しています。

侵害論では, 被告製品が原告特許権を充足するか否かを判断する充足論, 原告特許権が先行技術等により無効であるか否かを判断する無効論に分けられます。充足論については, 5. 以下にて, 詳述します。裁判所調査官の主として関与する部分は, 侵害論であり, 損害論の部分では, あまり関与することはありませんが, 損害論においても, 推定覆滅を考慮する際に, 原告特許権が被告製品の販売の利益にどれだけ貢献しているといえるか, 被告が競合品と主張する物品は, 競合品に該当するか否か, 等の技術的価値判断を要することがあり, これらの事項について, 意見を求められることがあります。

#### 5. 充足論の審理手法は?

特許権侵害に当たるか否かを判断するに当たって

は, 特許発明の技術的範囲を大前提, 被告の製造販売する対象製品(又は使用する対象方法)(以下, 「被告製品」という。)を小前提として, 後者が前者に包含されるか否かという三段論法を用います。したがって, ①特許発明の特許請求の範囲を構成要件に分説し, 特許発明の技術的範囲を確定した上で, ②被告製品をこれと対比し, ③その構成要件を全て充足しているか否かを判断することとなります<sup>3)</sup>。

特許発明の技術的範囲の確定については, 特許法の以下の規定が存在します。

「特許発明の技術的範囲は, 願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。」(特許法70条1項)

「前項の場合においては, 願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して, 特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。」(特許法70条2項)

また, 出願経過等も参酌されます。

構成要件の分説は, 基本的には, 原告が訴状において述べた内容に基づいて行います。私が担当した案件では, 分説の仕方でも, 当事者間に争いのあった案件はありませんでした。

訴状において, 原告は, 被告製品を特定すると共に, 被告製品が, 特許発明の各構成要件を充足することを主張します。

それに対して, 被告は, 答弁書, あるいは, 1回目の準備書面の認否において, 被告製品の特定を争うか, 構成要件を充足しないことを主張します。前述したように, 被告側としては, いずれか1つの構成要件の充足性を否定すれば, 被告製品は, 特許権侵害にあたらなくなるので, 一部の構成要件については, 充足することを認めることもあります。

そうすることによって, 当事者間の争点が明確になるとともに, 両当事者は, 争点に絞って, 議論の充実化を図ることができます。原告, 被告が, 互いの主張への反論が, 何度かやりとりされます。

一般的には, 特許発明の技術的範囲の確定に際しては, 原告は, できるだけ広く解釈し, 被告は, できるだけ狭く限定解釈する傾向があります。

裁判所は, 両当事者の主張を検討して, 特許請求

3) 高部真紀子「実務詳説 特許関係訴訟」165頁

の範囲の文言解釈、明細書の記載及び図面、出願経過を参酌して、特許発明の技術的範囲を確定し、被告製品の属否を判断します。

また、文言上、非充足となった場合であっても、原告から、当該非充足の構成に関して均等侵害の主張がなされた場合は、均等侵害についても判断します。

## 6. 特許発明の技術的範囲の確定の具体的手法は？

前記のとおり、「特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。」(特許法70条1項)ものとされています。その趣旨は、特許請求の範囲に記載された構成要素を全て具備したもののみが特許発明の技術的範囲に属するとともに、特許請求の範囲に記載されていないものを特許発明の構成要素として考慮してはならないことを意味しています<sup>4)</sup>。そして、特許請求の範囲の文言の解釈は、その文言をできるだけ素直に解釈します。ある裁判長は、特許請求の範囲を、まずは、何回も読んで、この語句はどの語句にかかる語句なのか等の、語句同士の関係をじっくりと吟味し、その意味するところを、じっくりと考える、その読み返しを何度も行うことにより、特許請求の範囲に表されている技術的思想が見えてくると仰っていました。当然のことですが、技術的範囲の確定において、最も重要な資料は、特許請求の範囲となります。

この場合、特許法70条2項に、「願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。」と規定されているとおり、用語の意義の解釈を、明細書の記載及び図面から離れて行うことは許されず、用語の意義の解釈は、明細書の記載及び図面と整合的な解釈となるように行います。一般に、特許請求の範囲に記載した用語は、一義的な場合は少なく、多義的な場合が多く、その場合、発明の詳細な

説明の記載により、その意義を明らかにすることとなります。審査官の習性として、クレーム至上主義という訳ではありませんが、特許請求の範囲さへしっかり見ていれば大丈夫と考えがちです。しかし、そのような考えですと、「木を見て、森を見ず。」ではありませんが、特許請求の範囲に表れている技術的思想を、しっかりと掴むことはできません。また、かかる技術的思想をしっかりと掴まないと、様々な態様が想定される、被告製品との比較、言い換えれば、被告製品との属否の線引きを行うことは出来ません。あくまで、明細書という一つの物語の中で、特許請求の範囲を捉えることが重要です。言い換えれば、明細書という物語の中で、合理的に解釈される範囲の中で、最も広い範囲が、特許請求の範囲の技術的範囲であるといえます。

また、出願の過程で拒絶理由に対する意見書や補正書において発明を限定し、当該限定により除外された部分は、特許請求の範囲に含まれない趣旨の主張をしていた場合、被告は、包袋禁反言の法理により、かかる主張に反する主張は許されないと主張することができます。

裁判所に来るまで、裁判所は、審査経過を余り重要視していないのではないかと考えたこともありましたが、そのようなことはありません。侵害訴訟では、両当事者を含め、裁判所も、審査経過で、どのような文献が提示され、どのような対応がなされたのかということ、しっかりと検討しています。審査官、審判官のされた仕事が、まさしく、何億という損害賠償の成否を別けるということもあるのです。

## 7. 具体例

知財高裁判決令和2年2月28日の事例<sup>5)</sup>を題材に、原告、被告の主張を踏まえ、裁判所調査官が果たしたであろう役割を考察してみたいと思います。本件は、特許法102条1項の損害額の推定に関する大合議判決で、ご存知の方も多いかと思いますが。本件は、大阪地裁判決平成30年11月29日<sup>6)</sup>の控訴

4) 高部165頁。

5) [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/272/089272\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/272/089272_hanrei.pdf)

6) [https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/242/088242\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/242/088242_hanrei.pdf)

審ですが、日付からも明らかなように、私が担当した案件ではなく、また、大阪地裁を含め、知財高裁の担当調査官に意見を伺ったこともなく、以下の考察は、全くの私見であることをご承知おきください。

本件は、2つの特許権をもとに損害賠償請求を求めたものですが、そのうちの本件特許1に絞って検討します。

原告は、以下の特許に係る特許権を有しています。(以下、該特許を「本件特許1」といい、本件特許1に係る発明を「本件発明1」といい、本件発明1に係る特許権を「本件特許権1」といい、本件特許1に係る明細書及び図面を「本件明細書1」といいます。)

### 本件特許1

登録番号 特許第5356625号

#### 本件発明1の構成要件の分説

- A ハンドルの先端部に一對のボールを、相互間隔をおいてそれぞれ一軸線を中心に回転可能に支持した美容器である。
- B 往復動作中にボールの軸線が肌面に対して一定角度を維持できるように、ボールの軸線をハンドルの中心線に対して前傾させて構成している。
- C 一對のボール支持軸の開き角度を65～80度とする。
- D 一對のボールの外周面間の間隔を10～13mmとする。
- X 前記ボールは、非貫通状態でボール支持軸に軸受部材を介して支持されている。
- E ボールの外周面を肌に押し当ててハンドルの先端から基端方向に移動させることにより肌が摘み上げられるようにしている。

被告は、被告製品1について、業として販売又は販売の申し出をしていました。

#### 被告製品1の構成

- a グリップとグリップの先端に挿入されて取り付けられている二股部とからなる本体部の先端部に、一對の洋なし状のローリング部を支持軸を中心に回転可能に支持した美容器。
- b 2本の支持軸はグリップに対して前傾している。
- c 2本の支持軸の開き角度は74～75度である。
- d ローリング部の外周面の間隔は、以下の「写

真1」のとおりである。

x 二つのローリング部は、非貫通状態で2本の支持軸にそれぞれ軸受け部材を介して支持されている。

e 二つのローリング部の外周面を肌に押し当ててグリップの先端から基端方向に本体を移動させることにより、肌が摘み上げられるようにしている。



写真1

実際の案件とは異なりますが、今回の考察では、被告は、構成要件D以外については、その充足について争っていないものとします。

原告、被告の主張は、以下のとおりです。

#### 【原告の主張】

本件明細書1の段落【0021】には、「ボール17の外周面の間隔Dは、特に肌20の摘み上げを適切に行うために……このボール17の外周面間の間隔Dが8mmに満たないときは、ボール17間に位置する肌20に対し摘み上げ効果が強く作用しすぎて好ましくない」と記載されており、同記載からすると、本件発明1の「一對のボールの外周面間の間隔」は、肌が挟まれるに際し最もその間隔が狭い箇所を前提にしていることは明らかである。そして、本件明細書1の図面5のD(間隔)も、一對のボールの最小間隔を示しており、同図と上記段落の記載を勘案すると、本件発明1の「一對のボールの外周面間の間隔」とは、一對のボールの間の最も近接している外周面間の距離を意味するというべきである。

被告製品1のローリング部の最小間隔は、11.58mmとなり、10～13mmの範囲にあるから、被告製品は「一對のボールの外周面間の間隔を10

～13mmとし」を充足する。

したがって、被告製品は構成要件Dを充足する。

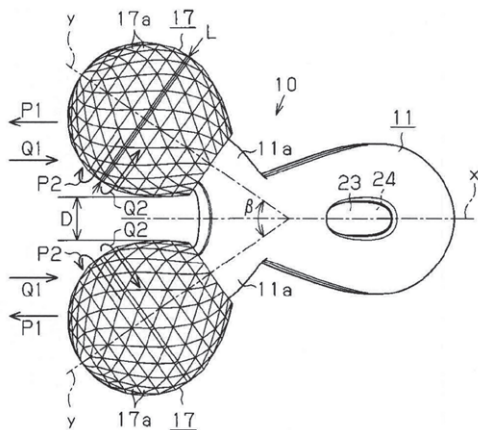


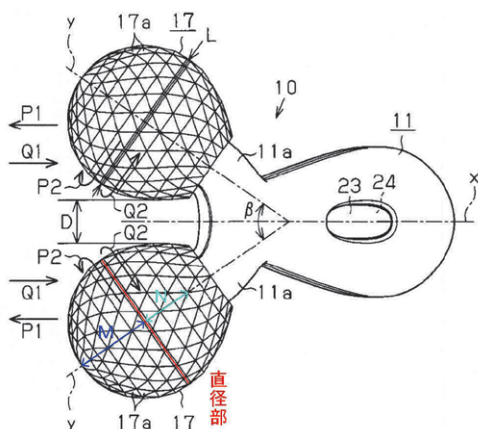
図5

### 【被告の主張】

ア「一对のボールの外周面間の間隔」の意義

(ア) バルーン状のボールにおいて、摘み上げられた肌が保持されているのは、一对のボールの最短箇所ではなく、直径部よりも僅かに支持軸基端側に移動された地点の間である。

そして、本件明細書1の図5においては、ボール17の先端から直径Lまでの距離Mと、ボールの直径Lから間隔D地点までの距離Nとの比を用いることで、上記「僅かに支持軸基端側」の地点を特定することができるが、上記NとMの比は0.7 ( $N/M=0.7$ )である。(下図参照。図5に弊職において追記。)



本件明細書1には、バルーン状のローラについて別途ボールの外周面の間隔を示した図が存在しないから、本件明細書1にバルーン状のボールの外周面の間隔が開示されているといえるためには、図5が図8及び9においても当てはまるということが必要

であり、そうすると、バルーン状の一对のボール17の外周面の間隔は、バルーン状のボール17の直径の中心mから、半径Mの0.7倍分だけ平行移動した地点の間ということになる。

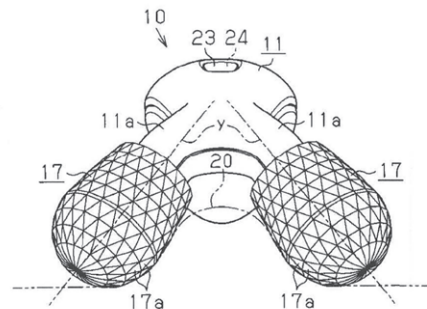


図8

(イ) 原告は、本件発明1の「一对のボールの外周面間の間隔」とは、一对のボールの間の最も近接している外周面間の距離を意味すると主張する。

しかし、本件発明1の特許請求の範囲には、最も狭い部分が一对のボールの外周面間の間隔であると限定されておらず、本件明細書1においても、最も狭い部分が一对のボールの外周面間の間隔であると記載されていない。

また、バルーン状のローラにおいて、「一对のボールの外周面間の間隔」をボールの間の最も近接している外周面間の距離であるとした場合、ローラの基端部分を少し伸ばして、最も狭い部分の間隔を10mm未満とすると、肌に接触する部分は変わらず、作用効果に変化は生じないにもかかわらず、本件発明1の技術的範囲に入らなくなり、技術的矛盾が生じる。

したがって、一審原告の上記主張は理由がない。  
イ 被告製品の充足性

被告製品の、一对のローリング部の最大直径の中心から先端側までの距離Mに対して、0.7倍分だけ該中心から基端側に平行移動したときの外周面上の地点間の間隔は、いずれも、13mmよりも大きい。

したがって、被告製品1は本件発明1の「一对のボールの外周面間の間隔を10～13mmとし」を充足しない。

さて、皆様は、被告製品1は構成要件Dを充足すると判断されるのでしょうか？ また、そう判断される理由は、どのようなものでしょうか？ 特許公報を読んで考えてみてはいかがでしょうか。

本件で問題となっているのは、被告が主張するように、「一对のボールの外周面間の間隔」が、本件明細書1において、図5に図示されてはいるものの、明確に定義されていないこと、かつ、図5に基づいて、いかなる部分の間隔を意味するのかを判断するにしても、図5に図示されているボールは、真球状のものであって、被告製品1のボールのように、バルーン状のものにおいて、真球状のボールにおける間隔が、バルーン状のボールにおける間隔に、そのまま、当てはまり得るかということです。

換言すれば、バルーン状のボールにおける「一对のボールの外周面間の間隔」の解釈として、本件明細書1と整合する解釈は、いかなるものかということが問題となっています。

原告は、ボールの形状がいかなる形状であっても、本件発明1の「一对のボールの外周面間の間隔」とは、図5に図示されている間隔である、「一对のボールの間の最も近接している外周面間の距離」であると主張しています。

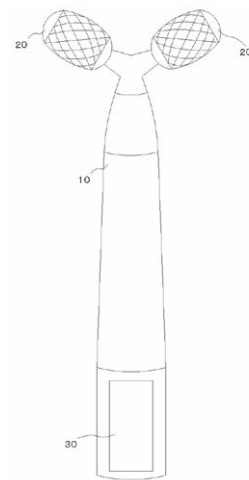
被告は、図5において、ボールの中心と、間隔Dが計測されている地点までの距離を勘案して、バルーン状の一对のボールにおいては、本件発明1の「一对のボールの外周面間の間隔」とは、「バルーン状のボールの直径の中心mから、半径Mの0.7倍分だけ平行移動した地点の外周面間の間隔」であると主張しています。

いずれの解釈が、本件明細書1と整合するものといえるでしょうか？

このように、明細書を参照しても、特許請求の範囲に記載された用語の意義が明示されていない場合、裁判所では、明細書の記載から、技術分野、背景技術、発明が解決しようとする課題、課題を解決するための手段、その効果を参照して、本件発明の技術的意義を把握します。そして、かかる本件発明の技術的意義に照らして、当該用語の技術的意義を把握するという解釈手法を採用しています。

それでは、本件明細書1において、「ボール」がいかなる技術的意義を持ち、「一对のボールの外周面間の間隔」を所定の範囲に限定することにより、いかなる技術的意義を持たせているのかという点を確認していきましょう。

本件発明1は、ハンドルに設けられたマッサージ用のボールにて、顔、腕等の肌をマッサージすることにより、血流を促したりして美しい肌を実現することができる美容器に関する発明(段落【0001】)であるところ、従来のこの種の美容器においては、先行技術図面に示すように、①柄の中心線と一对のローラの回転軸が一平面上にあることから、美肌ローラの柄を手で把持して両ローラを肌を押し当てたとき、肘を上げ、手先が肌側に向くように手首を曲げて柄を肌に対して直立させなければならず、操作性が悪い上に、手首角度により肌へのローラ的作用状態が大きく変化するという問題や、②美肌ローラの各ローラは楕円筒状に形成されていることから、肌の広い部分が一様に押圧され、毛穴の開きが十分に得られず、また、肌がローラによって強く挟み込まれ難く、そのために、毛穴の開きや収縮が十分に行われず、毛穴の汚れを綺麗に除去することができないとともに、肌に線接触して肌に対する抵抗が大きく、動きがスムーズでなく、移動方向が制限されやすいとの問題があったとされています(段落【0002】、【0004】、【0005】)。



先行技術図面

そこで、本件発明1は、ハンドルの先端部に一对のボールを、相互間隔を置いてそれぞれ一軸線を中心に回転可能に支持した美容器において、往復動作中にボールの軸線が肌面に対して一定角度を維持できるように、ボールの軸線をハンドルの中心線に対して前傾させて構成し、一对のボール支持軸の開き角度を65～80度、一对のボールの外周面間の間隔を10～13mmとすることにより(【請求項1】)、美容器の往復動作中にボールの軸線が肌面に対して一定角度を維持できるようにし、また、肌に接触する部

分が筒状のローラではなく、真円状のボールで構成することにより、ボールが肌に対して局部接触して集中して押圧力や摘み上げ力を作用させるとともに、肌に対するボールの動きをスムーズにでき、移動方向の自由度も高め(段落【0008】、【0009】)、これらにより、肌に対して優れたマッサージ効果を奏することができるとともに、肌に対する押圧効果と摘み上げ効果とを顕著に連続して発揮することができ、かつ操作性が良好であるという効果を奏するようにしたものであると説明されています(段落【0010】)。

このことが、本件発明1の技術的意義となります。

そして、段落【0021】には、「ボール17の外周面間の間隔Dは、特に肌20の摘み上げを適切に行うために、好ましくは8~25mm、さらに好ましくは9~15mm、特に好ましくは10~13mmである。このボール17の外周面間の間隔Dが8mmに満たないときには、ボール17間に位置する肌20に対して摘み上げ効果が強く作用し過ぎて好ましくない。一方、ボール17の外周面間の間隔Dが25mmを超えるときには、ボール17間に位置する肌20を摘み上げることが難しくなって好ましくない。」と記載されており、同記載からすると、ボールの外周面間の間隔Dの数値は、肌の摘み上げを適切に行うのに適した数値が選ばれていることがわかります。

このことは、摘み上げ力が作用する点が離れすぎていると、肌の摘み上げが適切に行われないうであろうという、自明な事実とも整合するものであり、技術的に合理性のある論理であると言えます。

では、バルーン状のボールにおいて、肌の摘み上げを行う機能を有する部分はどこになるのでしょうか?

段落【0050】には、「図8及び図9に示すように、前記ボール17の形状を、ボール17の外周面のハンドル11側の曲率がボール支持軸15の先端側の曲率よりも大きくなるようにバルーン状に形成することもできる。このように構成した場合には、曲率の小さな部分で肌を摘み上げ、曲率の大きな部分で摘み上げ状態を保持できるため、ボール17を復動させたときの肌20の摘み上げ効果を向上させることができる。」と記載されています。

したがって、ボールの形状をバルーン状とした場合でも、ボールが肌に対して局部接触して集中して押圧力や摘み上げ力を作用させることができる(段落【0025】)ところ、摘み上げ力を作用させている部

分は、先端側の、曲率半径が小さい真円状の部分であることがわかります。

そして、本件発明1においては、ボール支持軸の開き角度が65~80°と、一意の数値に特定されておらず、所定の数値範囲を取り得るものと特定されており(構成要件C)、ボールの大きさ、形状に関する特定もなされていないことを考慮すると、「ボールの外周面間の間隔」の距離を計測する2点間の位置は、ボール支持軸の開き角度が65~80°の間のいずれの数値であっても、また、ボールの大きさ、形状がいかなるものであっても、変わらない位置である必要があります。(そうでなければ、特許発明の技術的範囲が不定となり、その場合、明確性要件違反となります。)

してみれば、バルーン状のボールの場合の「一对のボールの外周面間の間隔」を計測する2地点の位置は、肌の摘み上げを行う機能を有する部分である、曲率半径が小さい真円状又は略真円状の部分の外周面間の間隔が最も狭くなった位置と解さざるを得ないものといえます。

一方、本件明細書1の図5では、真円状のボールが図示されており、同図からは、両ボールの外周面間の間隔が最も狭い部分の距離であることが理解できます。そして、真円状のボールにおいても、先端側の部分で肌の摘み上げを行い、ハンドル側の部分で摘み上げ状態の保持を行っているものと認められるところ、真円状のボールにおいては、先端側の部分も、ハンドル側の部分も曲率に変わりはありません。よって、本件明細書1の図5に表示されている間隔Dも、曲率半径が小さい真円状又は略真円状の部分の外周面間の間隔が最も狭くなった位置での間隔に該当することとなります。読者の中には、図5に図示されている位置は、先端側ではなく、ハンドル側であり、摘み上げ状態の保持を行っている部分での間隔ではないとの疑問を持たれる方もいるかと思いますが、しかしながら、本件発明1において、ボール支持軸の開き角度が65~80°と、一意の数値に特定されておらず、ボールの大きさ、形状に関する特定もなされていないことを考慮すると、ボールにおいて、どの部分が先端側で、肌の摘み上げを行う部分であり、どの部分がハンドル側で、摘み上げ状態の保持を行う部分であるかの切り分けを明確に行い得ないこと、及び、段落【0050】の記載を踏

まえると、曲率半径の相違が、両者を切り分ける基準であると判断するしかなく、そうであれば、曲率半径が一つのボールの場合は、外周面はいずれの点も、摘み上げを行う機能を有し、摘み上げ状態の保持を行う機能も有するという結論になります。

したがって、バルーン状のボールにおける「一对のボールの外周面間の間隔」の解釈としては、肌の摘み上げを行う機能を有する部分である、曲率半径が小さい真円状又は略真円状の部分の外周面間の間隔が最も狭くなった位置での間隔と解することが、本件明細書1、特許請求の範囲の記載に整合する解釈であるといえます。

以上のことから、バルーン状のボールにおける「一对のボールの外周面間の間隔」の解釈として、本件明細書1と整合する解釈は、原告主張、被告主張のいずれでもないものとなってしまいました。

かかる判断は、弁論主義に相反するものと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、特許発明の技術的範囲の確定は、裁判所の専権事項であり、かかる判断をすること自体に問題はありません。

かかる解釈に立てば、被告製品1の写真1を見ても明らかなように、バルーン状のボールのハンドル側の部分の間隔が11.58mmであることから、被告製品1において、曲率半径が小さい真円状又は略真円状の部分の外周面間の間隔が最も狭くなった位置での間隔は13mmを超えるものとなっています。

よって、被告製品1は、構成要件Dを充足しません。

そして、写真1を見ても、被告製品1のバルーン状のボールの先端側の部分において、押圧される点は13mmよりも大きく離れており、本件明細書1において、ボールの回転によって、肌の摘み上げが適切に行われるとする範囲を超えているものと認められ、被告製品1が本件特許1に属しないと判断、上記した論理は、総合的に判断しても、妥当な判断といえそうです。

裁判所調査官の役割は、特許請求の範囲、明細書の記載及び図面、出願経過等を参酌しながら、上記したような解釈を、その根拠及び理由を示しながら、裁判官に説明することです。そして、裁判官と議論を

重ねながら、明細書等の証拠上明らかな部分はどこまでであるのか、排斥する側の当事者の主張に対する反論を行い得るか、等を検討して、裁判官とともに、技術的に瑕疵のなく、合理性のある論理を構築し、妥当な判断に至ることの手助けをすることとなります。

そのためには、自分が構築した論理、裁判体が展開する論理に対して、批判的な目を持つことも重要です。そのような目で論理を検証することにより、より強靱な論理が構築できることとなります。三人寄れば文殊の知恵ではありませんが、判断の微妙な案件に関しては、裁判官に説明する前に、裁判所調査官3人の間で合議することも、よく行っています。実際、この合議の過程で、自分では気付かなかった視点や、意見にも気付かされ、自分の判断を修正することも良くあります。

最終的に構築され、判決に表される論理は、裁判所調査官が当初に説明した論理とは異なることもままありますが、裁判官にとっても、別の視点から展開される論理について考えることは、強固な論理の構築に、必要な過程であると思います。

## 8. 最後に

赴任前に、裁判所で、私が最も知りたいと考えていたことは、裁判所のものの考え方でした。裁判所の考え方を理解することにより、審査官として、より安定的で強固な特許権の付与のあり方を考えられるのではないかという思いがありました。日々、様々な事件に接し、各当事者の攻防、裁判官の判断に触れる中で、裁判所のものの考え方を少しずつではありますが、理解してきたと感じています。また、適切な権利付与こそが、知財システムの根幹であるとの思いも新たにしています。

まだまだ、研鑽途上の身ではありますが、皆様に、裁判所のものの考え方的一端に触れられたと感じて頂ければ幸いです。

## Profile

後藤 亮治 (ごとう りょうじ)

1996年4月 特許庁入庁 (審査第一部応用光学)  
 2016年7月 審査第一部応用光学主任上席  
 2018年4月 審査第一部応用物理 (表示装置) 室長  
 2019年7月 審判部7部門  
 2019年10月より現職